

承認案第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年6月9日提出

天理市長 並 河 健

専決第5号

専 決 処 分 書

本市の財政状況及び近隣他市の状況に鑑み、市長等の期末手当の支給額の減額を行うため、天理市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年7月天理市条例第21号）、天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和47年3月天理市条例第22号）及び天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例（平成22年3月天理市条例第18号）の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年5月23日

天理市長 並 河 健

天理市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 天理市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年7月天理市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

7 平成26年6月1日から平成29年10月27日までの市長及び副市長の第7条の規定を適用する場合における給料月額、第5項の規定にかかわらず、別表第1に規定する額から、市長にあつてはその額に100分の20を乗じて得た額を、副市長にあつてはその額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。

(天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和47年3月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

8 平成26年6月1日から平成29年10月27日までの教育長の第6条の規定を適用する場合における給料月額は、第6項の規定にかかわらず、第3条に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第3条 天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例（平成22年3月天理市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(期末手当の特例)

3 平成26年6月1日から平成29年10月27日までの管理者の第6条の規定を適用する場合における給料月額は、前項の規定にかかわらず、第3条に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。